

深谷市農業委員会告示第1号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、埼玉県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和8年 3月 10日

深谷市農業委員会会長 福島 明



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃借	借賃の相手方	方法
大谷字塔の辻 758	畑	1,000	賃借権	ハウス	令和8年 8月1日	9年 7ヶ月	20,000円	埼玉県 農林公社	口座 振替
大谷字塔の辻 759	畑	996	賃借権	ハウス	令和8年 8月1日	9年 7ヶ月	20,000円	埼玉県 農林公社	口座 振替

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。
- 6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。
- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。
  - (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
  - (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
  - (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
  - (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。
- ※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること

# 農用地利用集積等促進計画書

捨印 捨印  
Ⓢ Ⓢ



農地中間管理権の設定を行う者(甲)	〒	電話番号	フリガナ ヤナギ ユミト	同意印	生年月日
		(昼間連絡がつく番号)	(氏名又は名称) 柳 裕美仁	Ⓢ	大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日
農地中間管理権の設定を受ける者(乙)	〒 361-0013	電話番号	フリガナ コウエキシヤタンホウシンスイタマケンノウリンコウシヤリシチョウ	同意印	生年月日
	埼玉県行田市大字真名板1975番1	(昼間連絡がつく番号) 048-558-3555	(氏名又は名称) 公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹	Ⓢ	

農地中間管理権の設定に係る地域計画(A)	地域計画の公告日等	地域計画の区域名
	令和7年3月26日	境、大谷

## 1. 各筆明細

農地中間管理権の設定を行う土地(B)					(乙)に設定する権利(C)								備考
所在			現況地目	面積 (㎡)	権利の種類	内容 (利用目的・作付作物等)	始期 (年月日)	終期 (年月日)	存続期間 (年月)	借賃		借賃の 支払方法 (支払期限)	
市町村	大字	字 地番								年額 (円)	10aあたり (円)		
別紙の通り													

(D)設定する土地の(甲)以外の権限者等の有無 1. なし 2. あり(同意書等は別紙のとおり)

(記載注意)

- この各筆明細は、権利の設定を行う者ごとに別業とする。
- (B)欄の「面積」は登記記録の地積によるものとする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、面積に貸借する面積を記載の上、備考に「登記面積〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡」のように記載する。
- (C)欄の「権利の種類」は、「賃貸借」と「使用貸借」のいずれかを記載する。
- (C)欄の「内容」は、当該土地の利用目的(「水稻」「露地野菜」「施設野菜」「果樹」「花卉」等)を記載する。
- (C)欄の「存続期間」は、「〇年」または「〇年〇か月」と記載する。
- (C)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の総額と10aあたりの単価額を記載する。10aあたりの借賃が毎年の米価等により変動する場合、年額の欄に「支払時算出」、10aあたりの欄に農協名、品種名、等級及び数量の概算金(例:「JAほくさい 彩のかがやき一等米概算金30kg相当額」として記載する。借賃が筆ごとに固定の場合は、10aあたりの欄には「(固定借賃)」と記載する。また、使用貸借の場合、どちらの欄にも「0円」と記載する。
- (C)欄の「借賃の支払方法」は、「口座振込又は振替(12月末)」と記載する。

